

片中生活だより no.4

『交通安全について見直そう。』

1. 旅行者と小学校の先生からの電話

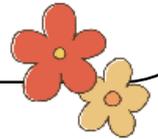
【長野県男性より】

7月に片山津温泉に旅行にきました。道に迷っていたところ、片山津中学校の女子生徒が私たち夫婦に丁寧に道を案内してくれました。その対応がとても素晴らしく、感動しました。そのことを先生方や生徒のみなさんに伝えたいと片山津中学校に連絡をくれました。

【湖北小学校先生より】

小学生が登校中に泣いていた所、中1女子3名が小学校まで一緒に行ってくれました。小学校の先生から感謝の電話がありました。

2つの電話をいただいたことを聞き、とてもあたたかな気持ちになりました。片中のみなさんは誰かが困っていたら、手を差し伸べることができます。今後も学校、家庭、地域の方々にあたたかい、かわりを大切に過ごしていきたいものですね。ありがとう。Good Behavior!!



2. 交通安全について

9月21日(土)～30日(月)までの10日間、秋の交通安全運動が実施されます。片山津中学校でも2学期はじめの1週間グッドマナーキャンペーンとして、PTA生活指導委員会の方々に登校時の交通安全指導を行っていただきました。例年、秋から年末にかけて交通事故が増加します。特に日の入り後の下校時は注意が必要です。交通ルールをきちんと守り(一旦静止、前方確認、ヘルメット着用等)、早めのライトの点灯や反射板をつけるなど、安全に登下校を行いましょう。

自転車安全利用五則より～ 特に気をつけてほしいこと。

1. 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

※歩道を通行できる「例外」とは？

- ①道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき
- ②普通自転車の運転者が、70歳以上の者や児童、幼児等であるとき
- ③車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき(例えば道路工事が行われている場合や車道幅員、自動車の交通量等からみて自動車との接触の危険があるような場合)



上記の①について、片山津中学校の登下校でも自転車で歩道を通行することがあります。その際は、車道側を徐行して通行しましょう。また、並進など歩行者の妨げになるようなことはせず、1列で安全に通行しましょう。

